

智頭町の火葬事務加入について

1 加入申出

平成30年12月17日付けで智頭町から加入の申出がありました。…裏面参照

◆加入時期 … 平成31年4月1日

2 今後の手続等

■1市4町 … 鳥取県東部広域行政管理組合同規約変更の議決

■東部広域 … 上記を受けて県へ規約変更の届出

日付	項目
2. 7(木)	東部広域議会定例会（全員協議会で加入申出の報告）
2月下旬～	各市町議会定例会（組合同規約変更の議案上程）
5月予定	東部広域議会臨時会（臨時負担金等について補正予算計上）

3 加入に伴う臨時負担金について

(1) 算出の考え方

ア) 智頭町以外の市町が因幡霊場の建設費として過去に負担した額を智頭町が当初から加入していたものと仮定して、智頭町を含めた各市町の当時の負担割合（国調人口割：100%）で再計算し、智頭町における負担金相当額を算出します。

イ) 算出した額のうち、施設に係るものについては、耐用年数を50年とし経過年数（21年）を勘案します。（施設費分）

ウ) 旧因幡霊場の敷地は、現在の因幡霊場駐車場として利用していることから用地費造成費に係る負担金相当額を加えます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{臨時負担金} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{①因幡霊場の施設} \\ \text{建設に要した費} \\ \text{用のうち} \\ \hline \text{施設費分} \\ \hline \text{(経過年数を勘案)} \\ \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{②因幡霊場の施設} \\ \text{建設に要した費} \\ \text{用のうち} \\ \hline \text{用地費造成費分} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{③旧因幡霊場の施設} \\ \text{建設に要した費用} \\ \text{のうち} \\ \hline \text{用地費造成費分} \\ \hline \end{array}$$

(2) 算出額

64,589千円（①50,508千円 + ②10,753千円 + ③3,328千円）

(3) 受け入れの取り扱い方針

東部広域が3年間（平成31～33年度）で分割して受け入れ、他の市町の火葬場費負担金に充当。（※1市3町の負担金は、これを差し引いたものになります。）

4 火葬場費負担金に係る実績割の取り扱い方針について

平成31年度分（平成29年12月1日から平成30年11月30日の実績）については、東部広域が把握している智頭町民の因幡霊場利用件数と、智頭町が把握している智頭町火葬場の実績との合計を負担金算定における実績とします。

智第 5323 号

平成30年12月17日

鳥取県東部広域行政管理組合

管理者 鳥取市長 深澤 義彦 様

智頭町長 寺谷 誠一郎



鳥取県東部広域行政管理組合共同処理事務（火葬業務）への加入に
ついて（依頼）

鳥取県東部広域行政管理組約第3条別表第2に掲げる共同処理する事務のうち、「火葬場を設置し、その管理運営に関する事務」に、平成31年4月1日から加入したいので、申出します。

